

2012年3月



SRI INFORMATION

社会保険労務士事務所 SRI

連絡先：〒879-2114 大分市大字大平 592-1

電話・FAX：097-576-1423

PHONE：090-9697-3726

e-mail：info@sri-oita.jp

URL：http://sri-oita.jp

パート労働者への社保適用拡大

パートなど短時間労働者への社会保険の適用拡大に関して、対象要件を決定しました。対象者は45万人程度にすると決定しました。対象要件は、勤務時間が週20時間以上、年収94万円以上、雇用期間が1年以上で2016年から適用します。なお、激変緩和措置として、まずは勤務先の企業の範囲は従業員501人以上の企業に限り適用します。

「年金一元化」2015年10月から実施へ

政府は、共済年金を厚生年金に統合する「被用者年金一元化法案」に関して、4月上旬に国会に提出し、2015年10月から実施する方針です。

建設業の許可・更新時に社会保険加入状況を確認へ国民年金保険料

国土交通省は、建設業者における社会保険未加入が多い問題に関して、建設業の許可・更新時に加入状況を確認する制度を、2012年度にも導入する方針を明らかにした。指導後も加入しない業者は営業停止などの処分を行うことも検討しているようです。

みなし労働時間制、添乗員は適用外、残業代支払いを命令

労働時間の算定が難しい場合に一定時間を定める「みなし労働時間制」を適用するのは不当だとして、阪急交通社の子会社「阪急トラベルサポート」の派遣添乗員6人が未払い賃金の支払いを求めた訴訟で、東京高裁は7日、みなし労働の適用を妥当とした1審判決を変更し、「適用するべきではない」とする判決を言い渡しました。

適用の可否について「使用者の具体的な指揮監督が及ばず、労働時間を把握することが困難な場合に限られる」との判断を提示しました。添乗員は会社側の指示書に基づき業務に就くうえ、飛行機の出発・到着時間も客観的に把握でき、労働時間の算定は可能としました。

労働者派遣法改正案が衆議院を通過

改正案は、手数料割合が不透明で、派遣労働者の低賃金につながっているとの指摘に配慮し、派遣元企業に手数料割合(マージン率)の公開を義務付けることがポイントです。製造業への派遣の原則禁止などは削除されています。

～裏ページに続く～

～65歳定年義務化に向けた政府の動きを紹介！～

現在、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正が検討されています。

これによって、希望者全員を65歳まで雇う義務が企業に生じるかもしれません。

現行の制度でも、60歳定年および65歳まで（平成25年3月末では64歳）の雇用確保措置が義務化されています。

しかし、「労使協定」を結べば、会社が決めた基準に合う人だけを継続雇用し、それ以外の人は今まで通り60歳で定年退職させても問題ありませんでした。

現在検討されている改正案の柱は、「労使協定による継続雇用制度対象者の限定」廃止です。

この改正案は、今国会に提出され、成立する可能性があります。

高年齢者雇用安定法改正案のポイント

1 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止

継続雇用制度の対象となる高年齢者を、事業主が労使協定で定める基準によって限定できる仕組み（現行の法第9条第2項）を廃止する。

2 継続雇用制度の対象者が雇用される企業の範囲の拡大

継続雇用制度の対象となる高年齢者が雇用される企業の範囲を、グループ企業にまで拡大する仕組みを設ける。

3 義務違反の企業に対する公表規定の導入

高年齢者雇用確保措置義務に関する勧告に従わない場合、企業名を公表する規定を設ける。

4 「高年齢者等職業安定対策基本方針」の見直し

雇用機会の増大の目標の対象となる高年齢者を65歳以上にまで拡大する。

施行日 平成25年4月1日を予定

企業にとっては人件費の負担が大きくなるため、改正法案においては、経過措置が設けられています。

すなわち、男性の年金支給開始年齢が61歳となる2013年度から、最終的に65歳になる2025年度まで「12年間」をかけて、段階的に企業への義務付けを進めるとしています。

企業としては、改正法施行を見据え、対策を考えていく必要があります。

～心に残る言葉～

「なせば成る 為さねば成らぬ何事も 成らぬは人の為さぬなりけり」

何かを為し遂げようという意味を持って行動すれば、達成できる。けれども、何も行動を起こさなければ良い結果には結びつかない。結果が得られないのは、自分が行動していないからです。